

2011年12月20日

様

**「放射能汚染防止法」の制定、及び「人の健康に係る公害犯罪の
処罰に関する法律」の緊急改正に関する要請書**

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目

市民ネットワーク北海道内

TEL 011-200-2206 FAX 011-200-2207

連絡先 佐藤 典子

<構成団体>

生活クラブ生活協同組合

理事長 船橋奈穂美

NPO 法人

北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会

代表理事 嶋 明美

市民ネットワーク北海道

共同代表 伊藤 牧子

佐藤 典子

堀 弘子

環境市民連絡会・札幌

代表 中島 和子

子どもの未来を守る市民の会

代表 石川佐和子

原発公害に取り組む札幌市民の会

代表 山本 行雄

謹啓

国権の最高機関である国会において、国民の負託を受け、全国民のために活動されていることに敬意を表します。

当会は、貴議員に「放射能汚染防止法」の制定と「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」の改正に、全力を挙げて取り組まれることを要請致します。

敬具

第1 要請する事項

要請事項1 「放射能汚染防止法（仮称）」を制定すること。

放射性物質を公害関係法から排除している現行法を全面的に改め、公害規制法の体系に組み入れるとともに、放射性物質による環境汚染を防止する「放射能汚染防止法（仮称）」を制定してください。改正の内容は資料1「放射能汚染防止法」（案）に示した内容を取り入れてください。

要請事項2 「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」を緊急に改正すること。

「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（略称「公害犯罪処罰法」又は「公害罪法」）の「人の健康を害する物質」に放射性物質が含まれることを明示し、放射能汚染を防止するために必要な改正を緊急に行ってください。改正内容には資料2「公害犯罪処罰法の改正（案）骨子」に示した内容を取り入れてください。

第2 要請の理由

1 要請事項1「放射能汚染防止法（仮称）」制定について

（1）放射性物質の環境関連法からの適用除外

環境基本法は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるとして、適用を除外しています（同法13条）。また、土壌汚染対策法、農用地の土壌汚染防止等に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、廃棄物処理法、環境影響評価法も明文で放射性物質の適用を除外しています。

要するに放射性物質は公害物質ではあるが、公害関係の法律の適用から排除しているものです。

ただし、1970年の「公害国会」において成立した「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（略称「公害犯罪処罰法」）には放射性物質を除外するという明文の規定はありません。しかし適用されることなく現在に至っています。この法律は、今後の放射能汚染対策にとって重要であり「要請事項2」について述べるのとおりです。

（2）原子力関係法令の実際

原子力関係の主な法律は以下のとおりです。

- ① 原子力基本法
- ② 原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律）
- ③ 放射線障害防止法（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）

- ④ 原子力災害対策特別措置法
- ⑤ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
- ⑥ 原子力損害の賠償に関する法律
- ⑦ 放射性物質汚染対処特措法（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への対処に関する特別措置法）

上記の①の原子力基本法は、その第1条に「原子力の研究、開発及び利用を促進する」とあるように、一言で言えば原発推進の法律であり、この基本法の下に「原発推進法体系」ともいうべき法体系が形成されているものです。公害関係法に対応する法律はありません。これが「法の空白」と言われるものです。

②の原子炉等規制法は、原発の安全規制などの基本的事項を定めています。しかし、原発事故のような環境汚染を規制し処罰するような規制法ではありません。公害犯罪処罰法に対応する法律もありません。要するに原発推進という枠の中で行政が事業者を規制し、国民はその規制の恩恵を受けるに過ぎない地位に置かれているとすることができます。

このような法の空白の中で、場当たりの④がJOC事故後に、⑦が福島事故後、この事故のためだけに作られたものです。事故が起きたり汚染してからの場当たりの対応が現在も続いています。

（3）法の空白がもたらした無責任の横行

福島原発事故によるすさまじい放射能汚染、農産物、海産物が汚染され、母乳からセシウムが検出される。環境省は動かず、警察の現場検証もない。被害が出てから慌てて被爆の「暫定基準値」を発表したり、福島事故だけに適用する場当たりの「汚染特別措置法」を制定する。危険性が指摘されていたのに無視してきた者が「想定外」で言い逃れる。原発の世界は、危険な情報を無視し、データを誤魔化し、安全神話を振りまく。こんなことが当たり前になっていたのです。

加えて、被爆の影響についての、あまりにも無責任な情報の横行。公害の規制は通常、健康に影響を及ぼすぎりぎりの線ではなく、ずっと低い値で規制し、これに違反した者は処罰される。「直ちに影響」があろうがなかろうが、将来の被害がどの程度であろうが、民事上・刑事上の責任が問われ、社会的にも「法律違反」と糾弾される。こうして公害を防止し、人間や環境を守っていくのです。この当然のことが無視され、今なお続いているのが現状です。

（4）「責任」の欠落した現行法に次の大事故防止機能はない

日本の54基の原発は、これから老朽化の時代に入っていきます。すでに圧力容器の脆性劣化問題が指摘されるなど「危険な時代」に入っています。福島の事故は「今後も起こりうる事故の中の一つに過ぎない」というべきです。

現行法は、原発推進という目的のために組み立てられた法律であり、「安全基準」も原発推進という目的の枠内のものです。現在の法律には「汚染防止」という基本的な概念が欠けています。また公害規制法に当然伴う「責任」概念が欠落しています。

危険な情報を無視したり軽視しても「想定外」の一言で責任を免れるような法律に次の重大事故・大汚染は防止できません。「次の事故が起きても誰も責任を負わないのか？」という真つ当な問いに答える必要があります。

(5) 脱原発後の超長期の汚染防止対策

放射性物質を「公害物質」として正面から認識する必要があります。

日本にはすでに膨大な量の使用済燃料、高レベル放射性廃棄物、TRU 廃棄物、低レベル放射性廃棄物などの「放射性公害物質」が製造されてしまいました。この公害物質を今後数千年、数万年にわたって環境を汚染させないように対策をたてなければなりません。これを安全神話に委ねることは将来の人間に対する重大な犯罪です。

(6) 早ければ早いほどよい脱原発

「放射能汚染防止」という視点で原発問題を捉え直すべきです。活動期に入ったと言われる地震、老朽化に伴う過酷事故の危険性、これに加えて 110 万 KW 級原発を 1 年運転すれば約 30 トンという始末に負えない放射性廃棄物を製造してしまいます。目先の電力不足問題と天秤にかけるような問題ではありません。

新規の原発建設をやめれば、今後 30 年ほどで、ほとんどの原発は廃炉となり、脱原発は実現します。しかし、その間の事故の危険性と放射性物質のことを考えれば、脱原発は早ければ早い方がよいのです。

(7) 原発推進法体系から放射能汚染防止法体系への転換

以上のように、2011 年の現時点において我々が直面している課題は、今後永い永い将来にわたって、いかに放射能汚染を防止していくかということです。原発推進のための現在の法体系では、これに対処していくことはできません。次の重大事故を防止し、「汚染なき脱原発」を実現し、永きにわたる放射能汚染防止のために、放射能汚染防止法体系に転換しなければならないのです。

制定に当たっては、放射性物質を公害物質ととらえ、必要な汚染防止規定を設けるとともに、危険性に関する情報の無視・軽視を許さない内容にしなければなりません。

当会の案は未だ不十分であると認識しています。しかし、現行法は早晩放射能汚染防止の目的に性格を変えて書き直さなければなりません。早急に本格的な取り組みをしてください。

2 要請事項 2 「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」の緊急改正について

(1) 公害被害者が生み出した短い法律を生かす

この法律は、1970 年（昭和 45 年）の公害国会において成立した法律です。この法律

は、公害被害者の長い戦いを背景に生み出されたものであり、公害被害者が生み出した法律といえるものです。

この法律には、放射性物質の除外規定はありませんが、放射性物質に適用された

例はありません。公害対策基本法（当時）が放射性物質を除外していたためと考えられます。

しかし、たった7カ条の短い法律を一読すると、このような法律こそ放射能汚染のために今にも必要であることが解ります。

「放射能汚染防止法」の制定は直ちに取り組みを始めるべきですが、整備されるまでには一定の期間を要すると思われまます。

そこで原子炉の老朽化など緊急に対応を迫られている問題に対処するため、この法律を改正し、危険性に関する情報の無視や軽視を許さない制度を至急作る必要があります。

(2) 改正内容の要点

① 放射性物質の適用を明文化する。

この法律の「人の健康を害する物質」に放射性物質を含むことを明示する改正が必要です。

② 罰則を強化する

放射性物質の漏洩の被害の重大性から罰則を重くする必要があります。

③ 危険な情報の通報制度を設ける

人や環境を守るために有益な情報が有効に生かされないのが現在の法制度です。危険性に関する情報を無視したり軽視した者の「想定外」の言い逃れを許さない制度が必要です。危険性に関する情報の通報制度を設け、これを無視したり軽視した場合は重い罰則を設ける必要があります。

添付資料

- 資料1 「放射能汚染防止法」(案) 要点
(「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会)
- 資料2 公害犯罪処罰法の改正(案) 骨子
(「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会)
- 資料3 公害犯罪処罰法全文

資料 1 「放射能汚染防止法」(案) 要点

(「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会)

必要性と基本構想

1 立法の必要性

- ① 福島第一原発事故後、既存の原子力基本法以下の「原発推進のための法体系」は役に立たなくなった。今後は、「汚染なき脱原発」「汚染なき廃棄物の管理・処理・処分」が政策の中心課題である。既存の原発関連法に代えて「汚染防止のための法体系」に全面的に組み直す必要がある。
- ② 既存の法体系のもとで、場当たりの、間に合わせ的な法律で対処することは、福島第一原発事故の汚染対策をあいまいにし、脱原発を遅らせ、老朽化する原発の大事故・大汚染という目前の破滅的危機に対応できない。
- ③ 放射性物質を、環境関連法から適用除外している現行法を根本から見直し、放射性物質を環境汚染物質と位置付け、環境基本法以下の法体系に組み入れる必要がある。
- ④ 危険性に関する情報の隠蔽、無視、軽視に厳しく対処する法律が必要である。民事上刑事上の責任を負わせるのはもちろん、国民が有効に監視し責任を問える制度が必要である。

2 汚染防止法の基本構想

- ① 放射性物質を環境基本法以下の環境関連法に組み入れる（環境関連法適用除外扱いの削除）。
- ② 原子炉等の安全基準は、汚染予防基準と位置付けて汚染防止法の体系に組み入れて規定する。
- ③ 汚染の原因となる事故などの危険要因について、危険通報制度を創設し、従来無視ないし軽視されてきた事故防止等にとって有益な情報の恣意的無視や軽視を排除し「安全神話」を払拭する。
- ④ 食品の放射能汚染規制には特別な法律が必要である。

第1 目的・規制対象・規制範囲など

1 目的

原子炉等設置者等の事業活動及びこれに付随する活動に伴う放射性物質による

- ① 環境（大気・土壌・海洋・工作物・植物など）の放射能汚染の防止
- ② 人の被曝（内部被曝・外部被曝）の防止
- ③ 農業・漁業その他の食料品の放射能汚染防止
- ④ 環境省による原子炉等設置者及び関係官庁に対する監督指示による放射能汚染防止
- ⑤ 除染義務
その他

2 規制対象

- ① 放射性物質を扱う全ての活動。現行原子炉等規制法の適用対象となる全ての事業を含むこと。
- ② 「原発事故」の防止は、放射能汚染防止法の重要な規制対象であると位置付けること。

3 電気事業法、原子力基本法などとの関係

- ① 電気事業法から原子力発電事業を切り離すとともに原子炉等規制法は廃止して放射能汚染防止法に組み入れること。
- ② 原子力基本法は、汚染防止法体系が整備され次第廃止するか、放射能汚染対策基本法の性格のものに変える。

4 組織

- ① 原子力委員会は廃止して、放射能汚染防止法に独立行政委員会である「放射能汚染防止委員会（仮称）」を設ける。
放射能汚染防止委員会は、「汚染なき脱原発」と「汚染なき放射性物質の管理、処理、処分」政策について、基本的方針、長期的計画、調査、研究等基本的事項について企画審議決定する。
注：現在の原子力政策大綱ないし長期計画は当然なくなる。
- ② 原子力安全委員会は廃止して、放射能防止法に独立行政委員会である「放射能汚染防止のための規制・監視委員会（仮称）」（規制委員会と略称）を設ける。
規制委員会は、放射性物質による汚染・被害に関する規制（各事項略）について、企画、審議、決定し、原子炉等設置者を規制・監視し、危険通報制度を所管する。
- ③ 規制委員会に捜査・告発の権限を与える。

第2 規定の内容

1 原則規定

- ① 放射性物質が環境汚染物質であることを明示する。（「公害」に位置付ける。）
- ② 原子炉等設置者に対し放射性物質の漏洩による環境汚染防止義務を課す一般規定を設ける。
- ③ 「安全性ないし汚染防止は経済的ないし経営上の事由に優先する」原則を明記する。

2 排出規制基準

- ① 原子炉等施設について日、月、年単位の放射性物質排出量制限規定を設け、これに違反した場合の、原子炉等の設置許可の取り消しや運転・操業の制限規定を設けること。
- ② 総量規制
一定の地域に原子炉等の設備が複数設置されている場合の放射性物質の排出総量規制を観測方法を含め詳細に定めること。
- ③ 条例（上乘せ横出し）
都道府県及び市町村の規制基準条例制定権（上乘せ横出し）を明記し、違反に対し原子炉等の運転・操業の停止命令権を認めること。

3 環境汚染予防措置規定

- ① 放射性物質による環境汚染予防措置を体系的具体的に定めること。
- ② 地震、津波等の自然的要因、工作物の構造その他の物理的要因、人為的要因などについて事業の種別ごとに放射性物質の漏洩を防止するための具体的な基準（以下「汚染予防措置基準」という。）を設けること。（従来の各種安全指針などが定めてきた事項全てを含み、汚染防止の視点で組み直す。）
- ③ 規制委員会は、汚染予防措置基準に基づき必要な対策を原子炉等設置者及び関係機関に命じなければならないこと。
- ④ 何人も汚染予防措置基準が汚染防止に不十分であると考えるときは改正を申立てることができ、規制委員会は申立てに対し、調査し、調査の結果を理由・根拠を示

して使用した資料目録を付して申立人に知らせなければならないこと。

- ⑤ 規制委員会による原子炉等検査権、報告聴取権、捜査権、告発の権利と義務を定めること。

4 汚染予防措置規定には特に次の内容を含むこと。（「危険通報制度」）

- ① 何人も（法人および任意の団体を含む）原子力施設から放射性物質が漏洩する原因となる危険性について国に対し通報する権利を有すること。

放射性物質が漏洩する原因となる危険性には、原子炉等の構造的機能的欠陥、その損傷やその恐れ、人的安全態勢の不備・欠陥、地震や津波など自然的現象による放射性物質漏洩事故発生の可能性、飛行機事故、その他放射性物質による環境汚染の可能性ある事項すべてに及ぶこと。

- ② 国（担当環境省）は、前記の通報を受けた場合は、即日原子炉等設置者および関係機関（国及び自治体など原子炉等の安全に関与する機関）に通知し、3日以内に公示するとともに一般に周知する方法を講じなければならないこと。

- ③ 前記通報を受けた原子炉等設置者は通報内容について、調査計画書を作成し通報から7日以内に公示し通報者に通知すること。

調査の結果は定められた一定の期間内に全文を公示し通報者に文書で知らせること。この場合調査に使用したすべての資料の目録と資料の評価内容を通報者に知らせ、何人も資料を閲覧できかつ資料の写は無償で交付を受けることができること。

上記の期間内に調査が終わらない場合は、遅延の理由と進捗状況の報告を付して国に延期の申請をし許可を得なければならないこと。延期の期間及び回数に制限を設けること。

- ④ 規制委員会は国から前記通報の通知を受けたときは、通報内容について原子炉等設置者とは別に独自に調査し原子炉等設置者の調査結果の適否を審査し、必要に応じて再調査を命じ、安全上の必要があるときは原子炉等の運転使用の停止や改善を命じなければならないこと。

注：通報先はとりあえず「国」としておく。

第3 汚染除去義務及び保管施設

- 1 漏洩した放射性物質の発生者に対する汚染除去義務を定めること。

- 2 汚染除去義務規定には次の内容を含むこと。

- ① 放射性物質の漏洩について排出者責任（漏洩者責任）を明記すること。

- ② 放射性物質を漏洩した者に対する除染義務および放射性物質により汚染された物の引取保管義務規定を設けること。

- ③ 原子炉等設置者には原子炉等の規模に応じて土壌その他の放射性廃棄物により汚染された物質を引き取り保管するための施設（以下「保管施設」と略称）の設置義務規定を設けること。この施設は、原子炉等が保有する放射性物質の量及び重大事故による拡散の度合いに応じて規模を定め、放射性物質の漏洩を防止できる仕様とすること。

- ④ 保管施設が基準を満たさない場合は原子炉等の設置、運転、操業を禁止すること。

既存の原子炉等については一定の期間内に保管施設の設置を義務付け、その期間中は安全管理業務を除き運転・操業を停止し、この期間内に条件を満たさない原子炉等は当然に設置、運転、操業の許可が取り消されること。

- ⑤ 何人も放射性物質で汚染された土壌その他の物質を保管施設に直接持ち込むことができること。原子炉等設置者はこれを拒否できないこと。持ち込むことのできる保管施設は排出者責任の例外として排出者以外の原子炉等設置者が設置した施設も含むこと。

第4 罰則

- 1 原子炉等設置者が故意又は過失により放射性物質を管理施設外に放出させたときの刑罰規定を設けること。罰則には公衆を放射性物質で被曝させる罪と環境を放射性物質で汚染する罪を、その程度に応じて体系的具体的に定めること。
注：なお「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」の対象に放射性物質を含む内容の改正が先行している場合は本法と競合して適用される。
- 2 被曝させる罪の結果、致死傷に至った場合の被曝致死傷罪、環境汚染の結果、財産の使用・利用が制限され、公共の施設（公有地、自然公園を含む。）の利用・使用が制限された場合の汚染による財産等棄損罪を設けること。
- 3 罰則規定には次の内容を含むこと。
 - ① この罰則規定には、放射性物質の漏洩が前記第2記載の通報内容を見做し又は過小に評価し、必要な安全措置（原子炉等の運転停止を含む。）を怠ったことと因果関係がある場合は、重過失放射性物質漏洩罪として、厳罰をもってのぞむこと。
 - ② 懲役刑に加え損害に対応する罰金を併科すること。
 - ③ 原子炉等設置者が除染義務規定に違反したときの罰則規定を設けること。
 - ④ 原子炉等設置者が法人である場合、法人と法人代表者を含む責任者個人の刑罰規定を設けること。
 - ⑤ 原子炉等設置者及び関係する国の機関の関係者による事実の隠蔽や虚偽の事実の公表やデータの改竄、危険情報の公表を怠る行為に対しては特に厳罰を規定すること。

第5 関連法令の改正、整備

- 1 環境関連法、原子力関連法の改正
 - ① 放射性物質による環境汚染防止法の制定と同時に、環境関連法を改正し、放射性物質対策を組み入れること。
 - ② 原子力関連法を改廃し、原子力開発利用の法体系から放射能汚染対策の法体系に組み直すこと。
 - ③ 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（放射線障害防止法）は、放射能汚染防止法の体系に組み入れた法律に改正すること。
- 2 食品放射能汚染防止法の制定
 - ① 放射能汚染防止法と整合性を持った食品放射能汚染規制法を制定すること。
 - ② 放射性物質による食品の安全規制については、食品衛生法とは別に独立の法律を制定し、規制基準を明確にするとともに、生産から消費にいたる具体的な検査体制や表示制度などを整備し、生産と販売が消費者に信頼される制度とすること。
 - ③ 全ての食品について放射線量の表示を義務付け、子ども・妊婦・年齢別区分による警告表示を義務付けること。
 - ④ 食品放射能汚染規制法の規制基準は、「しきい値」などの考えを排除し、十分低い値で規制すること。

資料 2 公害犯罪処罰法の改正（案） 骨子

（「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会案）

必要性と基本構想

- ① 福島第一原発事故後、次の大事故の危険性が指摘、警告されている。しかし電力会社も政府・関係機関もこれに対応できていない。その大きな原因は、放射性物質を環境関連法から適用除外し、これに対応する法律が空白のまま放置されてきたことにある。
- ② 放射性物質は公害物質であり環境関連法の規制対象にする必要がある。しかし、原子炉の老朽化など緊急に対応を迫られている問題に対処するため、公害犯罪処罰法の対象にし、危険性に関する情報の無視や軽視を許さない制度を至急作る必要がある。
- ③ 危険性に関する情報を無視したり軽視した者の「想定外」の言い逃れを許さないために、危険性に関する通報制度を設ける必要がある。
- ④ 福島第一原発事故について、地震による影響が隠蔽されているのではないかという有力な指摘がある。現場検証もなく、証拠湮滅しても処罰もできない現状を至急改善する必要がある。

改訂すべき内容

- 1 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（公害犯罪処罰法）の「人の健康を害する物質」に放射性物質を含める。
 - 2 同法の「工場又は事業場における事業活動に伴って・・・排出し、」を「工場又は事業場から・・・排出し」に改めること。（注①）
 - 3 原子炉等（放射性物質を扱う全ての施設事業場）については特に危険性に関する通報制度を設けること。危険通報制度には、次の内容を含むこと。注②
 - ① 何人も（法人および任意の団体を含む）原子力施設から放射性物質が漏洩する原因となる危険性について国に対し通報する権利を有すること。放射性物質が漏洩する原因となる危険性には、原子炉等の構造的機能的欠陥、その損傷やその恐れ人的安全態勢の不備・欠陥、地震や津波など自然的現象による放射性物質漏洩事故発生の可能性、飛行機事故、その他放射性物質による環境汚染の可能性ある事項すべてに及ぶこと。
 - ② 国（担当環境省）は、前記の通報を受けた場合は、即日原子炉等設置者および関係機関（国及び自治体など原子炉等の安全に関与する機関）に通知し、3日以内に公にするとともに一般に周知する方法を講じなければならないこと。
 - ③ 前記通報を受けた原子炉等設置者は通報内容について、調査計画書を作成し通報から7日以内に公示し通報者に通知すること。調査の結果は1ヶ月以内に全文を公示し通報者に文書で知らせること。この場合調査に使用したすべての資料の目録と資料の評価内容を通報者に知らせ、何人も資料を閲覧できかつ資料の写は無償で交付を受けることができること。

上記の期間内に調査が終わらない場合は、遅延の理由を付して国に延期の申請をし許可を得なければならないこと。延期の期間及び回数に制限を設けること。
 - ④ 規制委員会は国から前記通報の通知を受けたときは、通報内容について原子炉等設置者とは別に独自に調査し原子炉等設置者の調査結果の適否を審査し、必要に応じて再調査を命じ安全上の必要があるときは原子炉等の運転使用の停止や改善を命じなければならないこと。
 - ⑤ 罰則規定には、通報内容を無視し又は過小に評価し、必要な安全措置（原子炉等の運転停止を含む）を怠ったことと因果関係がある場合は、重過失放射性物質漏洩罪として、厳罰をもってのぞむこと。
- 注① 最高裁が事故による漏出事故に不適用とし、この法律の機能を失わせたことを立法により解決すること。解釈条項をおいてもよい。
- 注② 通報先はとりあえず国としておく。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四五・一二・二五 法第一四二）

施行昭和四六・七・一（附則）

（目的）

第一条 この法律は、事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

（故意犯）

第二条① 工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（過失犯）

第三条① 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

（両罰）

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（推定）

第五条 工場又は事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによっても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において、その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体に危険が生じているときは、その危険は、その者の排出した物質によって生じたものと推定する。

（公訴の時効期間）

第六条 第四条の規定により法人又は人に罰金刑を科す場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

（第一審の裁判権）

第七条 この法律に定める罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。